

婦人科検診費用補助請求書

受付年月日	支給決定					年月日		
	常務理事		事務長		担当者		支出科目	
							保健事業費 疾病予防費	
							補助額	
							円	
被保険者証記号 - 番号	—					事業所名		
受診者氏名						所属部署		
生年月日	昭・平 年 月 日生 (受診日 歳)			被保険者との続柄	本人 ・ 配偶者			
電話番号 (日中つながる連絡先)						e-mail		
検査料	乳がん検診: 円				検査年月日	令和 年 月 日		
	子宮がん検診: 円							
検診・医療機関名								
必要添付書類 (不足があると 補助できません。)	<p style="text-align: center;"> 添付書類が全てそろっているか確認し、□にチェックを入れてください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <input type="checkbox"/> 領収書(原本) <input type="checkbox"/> 検査結果表のコピー </div>							
<p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>住友商事健康保険組合理事長</p> <p>上記のとおり補助を請求いたします。</p> <p style="text-align: center;">請求者住所</p> <p style="text-align: center;">被保険者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>								
署名する場合、押印を省略可								

<留意事項>

- 太枠内をご記入の上、郵送で申請してください。メール添付不可。

申請期限:受診日から6ヶ月以内に健康保険組合必着※

※12月以降受診分は、翌年5月末日までに必着

次ページの「婦人科検診費用補助制度」を必ずご一読の上、申請してください。

婦人科検診費用補助制度

対象者	・被保険者 ・被扶養配偶者
補助限度額	乳がん検診、子宮がん検診 いずれも 上限各々 10,000円
補助回数	年度間(4月～翌年3月)に、乳がん検診、子宮がん検診 各々1回 に限る。
補助の対象	国内の健診・医療機関で受診する以下の検査 ・乳がん検診(マンモグラフィー、乳房超音波) ・子宮がん検診(子宮細胞診、経腔超音波、子宮MRI、HPV(ヒトパピローマウイルス)検査)
予約手続	受診の申し込みは、各自で直接、健診・医療機関に予約してください。
受診料の支払	健診・医療機関窓口で、全額支払う。 領収書には、受診者名を記名してもらう。
補助申請の期限	受診日から6ヶ月以内(厳守)※ ※12月以降受診分は、翌年5月末日までに必着 申請期限を過ぎたものは 補助不可 とし、 全額自己負担 とする。
補助申請の手続	『婦人科検診費用補助請求書』に、領収書(原本)と検査結果のコピーを添付の上、郵送にて健保組合に申請する。
必要添付書類①	領収書(原本) ・必ず個人名(健康保険証の名前)で取得 ※会社名不可 ・記載必須項目 ⇒ 受診した乳がん検診・子宮がん検診の項目の、 それぞれの明細金額が確認できるもの ・領収書に内訳が無い場合 ⇒ 金額を確認できる検診機関の料金案内等
必要添付書類②	検査結果表のコピー
申請書提出先【郵送】 (メールによる申請は不可)	〒541-0041 大阪市中央区北浜4-5-33(住友ビル9階) 住友商事健康保険組合
留意事項	「健康マイレージ制度」のポイント付与対象は、34歳以下の被保険者に限ります。

<補助対象外>

・保険診療(健康保険証を提示して3割を自己負担する通常の診療)での受診

・同じ種類の検診を、年度間に2回受診した場合

例) 1回目: 人間ドックのオプション検査として**乳がん検診**を受診して補助を受けた。

2回目: 別の医療機関で**乳がん検診**を受診して補助申請をした。

⇒同一の検診については同一年度、2回目の受診になる為、補助不可。

(乳がん検診は補助を受けたが、子宮がん検診の補助は受けていないという場合は、受けない方の検診補助についても申請可能。)

<Q & A>

Q.1 医療機関が「検査結果表」の紙を発行せず、口頭でのみ結果を報告をされました。

費用の補助は受けられませんか？

A.1 具体的な検査項目※がわかる明細書(領収書に内訳があればそれで可)があれば、結果表なしでも補助可能です。

※具体的な検査項目とは

⇒マンモグラフィー、乳房超音波、子宮細胞診、経腔超音波、子宮MRI、HPV検査等

Q.2 自治体からのクーポンや補助金があるのですが、それを使って受診した場合、自己負担した部分は補助対象になりますか？この制度と併用できませんか？

A.2 併用できます。

自治体の補助を受けても、自己負担金が発生している場合は、その金額が補助対象になります。

実際に支払った金額がわかる領収書を提出してください。